

※ 監査法人トーマツの業務監査報告書(資料6-2)に記載された「調査の手続」「調査結果のうちで指摘された事項」と「資金管理センターの対応」を記載した。
 なお、指摘事項がなかった「調査の手続」については具体的な手続きを省略し、調査項目のみとした。

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応
<p>(1) 預託金(リサイクル料金)の收受業務の調査</p> <p>＜預託金の收受＞</p> <p>① リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証</p> <p>【自動車メーカー・インポーター経由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年1月から12月のリサイクル料金の入金について入金額を、メーカー徴収入金確定情報、預金明細表とをサンプルについて照合する。 ・1ヶ月の入金累計と仕訳票(帳票サマリー)とを照合する。 <p>【新車時預託(並行輸入)】</p> <p>【口座引落徴収(継続検査時預託・引取時預託)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預託金の入金額が仕訳票(帳票サマリー)と一致していることを確かめる。 ・預託金の入金額と仕訳票(帳票サマリー)に不一致が生じている場合、差異の原因が把握されていることを確かめる。 ・差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消し込みされていることをサンプルについて確かめる。 <p>【コンビニ徴収・SPC(継続検査時預託・引取時預託)】</p> <p>【コンビニ徴収・セブンイレブン(継続検査時預託・引取時預託)】</p> <p>【郵便局徴収(継続検査時預託・引取時預託)】</p> <p>② 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証</p> <p>③ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証</p> <p>【自治体】</p> <p>【防衛省】</p> <p>④ フロン券の移管処理</p> <p>＜預託申請取消＞</p> <p>⑤ 預託申請取消案件の適正処理(事業者による取消)</p> <p>⑥ 誤預託に伴う預託申請取消案件の適正処理</p>	<p>●リサイクル料金の入金について、仕訳票(帳票サマリー)の入金予定額合計とメーカー徴収入金明細のリサイクル料金の合計金額と12件のサンプルについて照合した。1月、3月、6月、9月については、双方の金額が一致しなかった。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>●預託金の入金額と仕訳票(帳票サマリー)は直接一致はしなかった。口座徴収の残高が不足している場合振替が行われないなど、不一致となる原因がある。このため、「JCB振替表」を作成し、両者の整合性を確かめている。</p> <p>●外部委託先でリサイクルシステムの入金予定情報とJCBからの入金情報を個別に消し込み、毎月末の未収入金残高を把握している。これと会計帳簿(総勘定元帳)の未収入金残高を比較し、両者に差異がないことを確かめていると説明を受けた。</p> <p>●外部委託先が把握した未収入金残高と会計帳簿の未収入金残高は平成19年3月末時点で、320,200円の差異があり原因は不明となっている。これを除くと、4月以降の各月では、10円以内の差異となっている。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	<p>●差額は自動車メーカーによる預託取消分であり、自動車リサイクルシステムから出力される仕訳票に預託取消分が反映されないために発生する。入金確定情報と仕訳票との差異理由がはっきりしており、翌月までには処理を行っている。従って、問題はないと考えている。</p> <p>●差異の発生原因として初期のシステムトラブル及び委託手数料の消費税計算上の端数処理等が考えられる。具体的に原因は特定できないが、この差異は1年間変化していないため、今回の決算にて雑収入処理を行った。また、毎月発生する10円以内の差異は委託手数料の消費税計算を行う際全体で計算するか個々に計算して合計するかで今後も発生する可能性があるため、月次にて処理を行う。</p>

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応
<p>(2) 支払業務</p> <p>＜車検場団体への委託手数料の支払い状況＞ ① 委託した業務内容に応じた手数料の支払い、期限内の支払い等の業務プロセスの検証</p> <p>＜リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し＞ ② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証</p> <p>＜情報管理料金の情報管理部への払渡し＞ ③ エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証</p> <p>＜特定再資源化預託金等の出えん＞ ④ 特定再資源化預託金等の出えん業務プロセスの検証</p> <p>＜資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性＞ ⑤ 業務プロセスの検証</p> <p>＜費用配分＞ ⑥ 新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分</p> <p>＜コンタクトセンターの管理＞ ⑦ 日常の事務処理(コンタクトセンターの管理)</p> <p>＜中古車輸出の取戻し対応＞ ⑧ 処理状況(受付から処理済までの日数、その他) ⑨ 必要書類の取り付け状況(適正処理)</p> <p>＜預託申請代行＞ ⑩ 日常の事務処理</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	
<p>(3) 資金運用の調査</p> <p>＜再資源化預託金等の運用関連＞ ① 運用の基本方針の遵守</p> <p>② 運用計画の遵守 ・運用実績を査閲し、運用期間、運用金額、債券等取得計画について運用計画への遵守状況を確認する。 ・運用計画会議が定期的(月2回)に開催され、運用可能額・債券購入予定・債券購入実績が再資源化預託金等運用計画会議で承認されていることを確かめる。</p> <p>③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの検証</p> <p>④ 日常の事務処理</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>●平成19年4月の第1及び第2運用期間について「再資源化預託金等運用計画会議」において定められた運用可能額は、6,762百万円であったが、実際の運用実績は6,809百万円であり、承認された運用可能額を超える運用がなされていた。さらに、上記事実につき再資源化預託金等運用計画会議において報告はされているが、検討結果等は、議事録として残されていない。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	<p>●その時点での運用可能額を可視可能な表で管理していなかったために発生した(ただし、当該期間の運用可能額算出日以降に入金した預託金があったため、資金不足は生じなかった)。対応策については運用計画会議で議論されず、後日、運用チームから部長に文書で提出されている。なお、継続検査時預託の終了後は新規入金額が大幅に減少するため、運用可能額を超過する債券取得を防止することが更に重要となるので、平成20年1月29日の運用計画会議において、毎日の債券購入は運用チームと財務計画チームが残高照合を行った後に実施することを決定し、同対応方針を議事録に明記した。</p>

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応
<p>(4) 資金管理法(資金管理センター)の一般管理に係る調査</p> <p>＜調達規程の遵守状況＞</p> <p>① 調達規程の遵守状況の検証</p> <p>・総勘定元帳から支出項目について一定金額以上の新規支出をサンプル抽出し、調達規程に従って契約が締結されていることをサンプルについて確かめる。</p> <p>＜情報公開規程＞</p> <p>② 情報公開規程の遵守状況の検証</p> <p>＜稟議・規程の遵守状況＞</p> <p>③ 稟議・決裁規程の遵守状況の検証</p> <p>(5) 再資源化支援部の調査</p> <p>＜法第106条3号及び4号業務(出えん業務及び支払)＞</p> <p>① 出えん業務及び計上・支払状況</p> <p>(6) 情報管理部の調査</p> <p>① 出えん業務及び計上・支払状況</p>	<p>●前回の指摘を踏まえ、契約書の締結を必要とする基準「物品・役務の調達における契約締結に関する部内規則(平成19年5月21日施行)」が設けられていた。しかし、サンプル2件について、当該規則に従った契約書又は注文請書が作成又は入手されていなかった。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	<p>●調査されたサンプルは8件。指摘された2件はマニュアルの増刷発注であり、継続的な取引のため、注文書/注文請書を作成せず、部内規則に違反する結果となった(ただし、見積書は毎回入手し、発注の稟議は行っている)。今後は、発注案件について稟議書管理台帳に注文書の有無、請書の受取日を記載することにし、定期的フォローをする。</p>